

平成27年度 行政評価 施策カルテ

施策名	4 廃棄物の適正処理の推進
-----	---------------

施策主管課	廃棄物施設課	総合計画記載頁	124ページ
-------	--------	---------	--------

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 市民の快適な暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名)	13 脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する	政策の達成目標 (基本施策目標)	市民・事業者・行政が一体となって脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会をつくっています。
------	--------------------	----------------	----------------------------	---------------------	---------------------------------------------

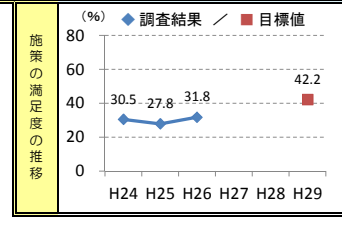
2 施策の取組状況

施策目標	市民・事業者・行政がそれぞれの役割・責任を十分に果たし、廃棄物を適正に処理しています。
------	---------------------------------------------

① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 市民意識調査結果 指標4	指標名(単位)		H24 (現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	評価	
	指標1	不法投棄発生件数		単年度 目標値	400	350	300	300	300		300	B	施策の満足度(%)		調査結果	30.5%	27.8%	31.8%		
現状値		507件	実績値	496	453	420				目標値 (H29)	42.2%		前年度からの 増減		-2.7%	4.0%				
目標値 (H29)		300件	単年度の 達成度	80.65%	77.26%	71.43%														
① 施策指標			単年度 目標値							【参考】中核市等との水準比較	市民1人1日あたりの資源物以外のごみ排出量(g/人日)		中核市平均	859	868	873				
	現状値		実績値								実績値	784	803	811						
	目標値 (H29)		単年度の 達成度									中核市での本 市の順位	7位/41市中	10位/41市中	9位/42市中					
												中核市平均								
① 施策指標			単年度 目標値							【参考】中核市等との水準比較	市民1人1日あたりの資源物以外のごみ排出量(g/人日)		中核市平均							
	現状値		実績値								実績値									
	目標値 (H29)		単年度の 達成度									中核市での本 市の順位								

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$



① 施策指標	A: 達成度90%超 [33点]	B: 達成度70%~90% [25点]	C: 達成度70%未満 [15点]
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上 (+5pt超) [33点]	B: 前年度同水準 (±5pt以内) [25点]	C: 前年度より低下 (-5pt超) [15点]
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上 (主要な構成事業の2割超が計画以上) [33点]	B: 計画どおり (主要な構成事業の8割以上が計画どおり) [25点]	C: 計画より遅れ (主要な構成事業の2割超が計画より遅れ) [15点]
総合評価	順調: (A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く。)) [90点以上] 概ね順調: (主にB評価が2つ以上) [65点以上90点未満] やや遅れている: (C評価が2つ以上) [65点未満]		

取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況		総合評価	75点
---------------------	--	------	-----

施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> <li>国においては、循環型社会形成推進基本法に基づき「循環型社会形成推進基本計画」を策定し、「循環型社会」、「低炭素社会」、「自然共生社会」の形成に向けた統合的な取組を推進している。</li> <li>市民の快適な生活環境を確保するためには、環境やコストに対する意識の高まりから、効果的・効率的なごみ処理体制の構築について十分な検討を求められている。</li> </ul>	市民満足度	ごみの適正処理については、施設の安定稼働が確保されている状況や、不法投棄発生件数が減少傾向にあることから、市民満足度について、前年度同水準で推移しているものと考えられる。	総合評価	概ね順調
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>不法投棄発生件数は平成26年度の目標値に達していないものの、ごみのないきれいなまちづくり事務事業や地域住民による不法投棄監視などの事業の実施による不法投棄の未然防止や早期対応・早期解決により前年度実績値より減少している。</li> </ul>				

3 施策を構成する事業の状況

※凡例 ○:「総合計画の戦略プロジェクト・主要事業」対象、★:「③ 主要な構成事業の進捗状況」対象(最大5事業選択)ごみの適正処理については、や施設の安定稼働を継続的に進めており、

No.	事業名	戦略P・ 主要事業 ※	事業が属する総合計画の 構成事業名	事業内容		事業の 進捗状況	H26 事業費 (千円)	開始年度	日本一 施策 事業	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	5種13分別によるごみ収集運搬	★	・効率的な収集・中間処理の 推進	・市民が排出するごみ	5種13分別の徹底により焼 却ごみを減少	計画どおり	1,387,923	H22		5種13分別の徹底により焼却ごみ量の減少を図っており、焼却ごみへの資源物等の混入を減少させるため、違反シールやステーション看板の表示を工夫することなどにより分別の推進に努める。
2	ふれあい収集事業		・効率的な収集・中間処理の 推進	・自力でのごみ排出が 困難で、他の協力が得 られない高齢者や障が い者	・戸別訪問によるごみ収集	計画どおり		H24		ごみ排出に関し近隣住民や、家族の協力が得られない高齢者や障がい者へ、戸別訪問によるごみ収集を行う。 少子高齢化などの進行に伴い増加する利用者に対応するため、収集車両の2台体制での効率的な運用を行う。
3	ごみステーション適正管理		・効率的な収集・中間処理の 推進	・市民が利用するごみ ステーション	・ごみステーションの美化や 環境衛生の保持	計画どおり	1,233	S44		市民と行政と収集業者が協力して、ごみステーションの美化を図っており、ごみステーションの管理状態について、適切かつ迅速な指導を行うため、市民等からの情報と収集業者からの情報を一括的に管理するシステムの構築を検討する。
4	仮設トイレ収集		・効率的な収集・中間処理の 推進	・工事現場等に一時的 に設置される仮設トイレ	・仮設トイレのし尿を適正に収 集運搬	計画どおり	32,152	H8		仮設トイレのし尿の処理については、清潔で快適な生活環境を保全するため、適正な収集運搬を進めている。
5	放置自動車処理業務		・効率的な収集・中間処理の 推進	宇都宮市の管理地内 に不法投棄された自動 車	市の管理地内に不法投棄さ れた自動車の 適正な処理	計画どおり		H5		市の管理地内に放置され、所有者が特定できない自動車について、適正に処理していく。
6	ごみ処理施設整備(南清掃センター)		・効率的な収集・中間処理の 推進	市民、事業者	整備工事の実施等による施 設の適正な維持管理	計画どおり	75,329	S62		供用開始から27年が経過し、設備機器が老朽化していることから、計画的・効果的な整備工事を行い、施設の安定稼働を確保していく。
7	ごみ処理施設整備(クリーンパーク茂原)		・効率的な収集・中間処理の 推進	市民、事業者	整備工事の実施等による施 設の適正な維持管理	計画どおり	362,362	H13		供用開始から13年が経過し、設備機器の更新時期を迎えていることなどから、計画的・効果的な整備工事を行い、施設の安定稼働を確保していく。
8	ごみ処理施設整備(エコプラセンター下荒針)		・効率的な収集・中間処理の 推進	市民、事業者	整備工事の実施等による施 設の適正な維持管理	計画どおり	712	H22		供用開始から5年が経過し、適正な維持管理を継続しており、今後も、引き続き、施設の安定稼働を確保し、資源物の有効利用を推進していく。
9	ごみ処理施設整備(エコパーク板戸)		・効率的な収集・中間処理の 推進	市民、事業者	整備工事の実施等による施 設の適正な維持管理	計画どおり		H16		供用開始から10年が経過し、埋め立てが進んできたことから、土堰堤の築造などの整備工事を計画的・効果的に進め、埋立容量や施設の安定稼働を確保していく。
10	ごみ処理施設整備(長岡最終処分場)		・効率的な収集・中間処理の 推進	市民、事業者	整備工事の実施等による施 設の適正な維持管理	計画どおり	1,622	H24		浸出水を適切に処理し、公共下水道へ放流する基準に適合した水質を確保していく。
11	ごみ処理施設周辺整備事業(エコパーク板戸)		・効率的な収集・中間処理の 推進	市民	施設周辺整備事業の計画的 な実施	計画どおり	59,211	H16		施設周辺の生活環境の向上及び地域振興に寄与するため、事業計画に基づき、計画的に実施していく。 なお、事業計画に基づき、平成27年度事業の完了をもって事業が終了する。
12	し尿処理施設整備(東横田清掃工場)		・効率的な収集・中間処理の 推進	市民、事業者	整備工事の実施等による施 設の適正な維持管理	計画どおり		S57		供用開始から32年が経過し、し尿の搬入量は減少傾向となっており、設備機器の老朽化が進んでいることから、計画的・効果的な整備工事を行い、施設の安定稼働を確保していく。 また、生活排水処理基本計画に基づき、し尿等の下水道施設における一体処理に向けて、上下水道局との連携により、国・県との協議を進めていく。
13	熔融スラグ有効利用推進事業		・効率的な収集・中間処理の 推進	事業者	エコスラグの有効利用の促進	計画どおり		H21		「宇都宮市エコスラグ有効利用指針」に基づき本市発注の公共事業での積極利用を促進してきたエコスラグについて、平成25年度からはアスファルト合材を使用する全ての公共事業での使用が原則化され、利用が拡大したことから、今後は、アスファルト合材協会等と利用量の見込みについて十分な連絡を取り、安定供給を継続しながら、販路拡大に努める。
14	中間処理施設整備推進事業	○★	廃棄物処理施設の計画的・ 効率的な整備の推進	市民、事業者	中間処理施設の計画的な整 備	計画どおり	51,084	H25		「ごみ焼却施設整備基本設計」に基づき、新施設建設に向けた事業者選定の準備を進めるほか、旧施設の解体工事に着手するとともに、地域住民との良好な信頼関係の構築を図りながら、中間処理施設の整備を推進していく。
15	最終処分場整備推進事業	○★	廃棄物処理施設の計画的・ 効率的な整備の推進	市民、事業者	最終処分場の計画的な整 備	計画どおり	74,277	H24		「(仮称)第2エコパーク施設整備基本計画」に基づき、施設の基本設計や用地測量等を実施するとともに、地域住民との良好な信頼関係の構築を図りながら、円滑な施設整備を推進していく。
16	ごみのないきれいなまちづくり事務事業	★	不法投棄未然防止への取組 の強化	市民及び来訪者	①きれいなまち条例に基づく 指導・警告 ②イベント時の周知啓発	計画どおり	471	H20		市民や来訪者に対し、より分かりやすく効果的に指導・周知を行うため、路面表示等のデザイン変更を行うとともに、情報技術(AR・beacon等)を活用した新たな手法を検討していく。

17	地域住民による不法投棄監視		不法投棄未然防止への取組の強化	各地区のまちづくり組織部会	①不法投棄監視活動 ②不法投棄監視パトロール	計画どおり	315	H15		周辺13地区及び中心9地区においては、地域住民主体の不法投棄監視体制が整備されたことから、今後とも22地区に対する活動支援を中心に市民協働による不法投棄の未然防止を進めていく。その他の地区は、適宜要望に応じて対応していく。
18	不法投棄監視パトロール		不法投棄未然防止への取組の強化	不法投棄多発地点を中心とした市内全域	不法投棄監視パトロール	計画どおり	2,586	H11		不法投棄の現状や地域の要望を踏まえながら、民間警備会社による夜間休日監視パトロールを効果的に実施し、不法投棄の早期発見及び未然防止を図っていく。
19	不法投棄用監視カメラシステム		不法投棄未然防止への取組の強化	不法投棄多発地点	不法投棄監視カメラ設置	計画どおり	2,605	H14		不法投棄の現状や地域の要望を踏まえながら、監視カメラを効果的に設置し、不法投棄の未然防止を図っていく。
20	最終処分場跡地の安全対策		不法投棄未然防止への取組の強化	最終処分場跡地	①地下水の水質調査 ②周辺土壌メタンガス調査	計画どおり	573	H22		最終処分場跡地の周辺地下水の定期的な水質調査を継続し、その結果を周知することにより、地元住民の安全安心の確保に努める。
21	土砂等適正処理推進事業		不法投棄未然防止への取組の強化	500㎡以上の土地に土砂を搬入する事業者	土砂条例許可	計画どおり	132	H12		許可に際しては、条例に基づく厳正な審査を行うと共に、不適正な土砂の搬入を防止し、安全で適切な埋立の実施を確保するため、立入調査を実施していく。
22	廃棄物対策関係機関との連携		不法投棄未然防止への取組の強化 優良な廃棄物処理業者の育成	全国都市清掃会議等の関係機関	総会・研修会等参加	計画どおり	1,012	H8		廃棄物関連の会議等に積極的に参加することで、近隣自治体や警察等の関係機関との連携を図っていく。また、懸案事項について、国や他自治体の意見や事例等の情報を収集し、参考とすることで早期解決に努める。
23	中間処理施設・最終処分場・事業所への立入検査	★	優良な廃棄物処理業者の育成	中間処理施設、最終処分場及び収集運搬事業所を有する事業者	①中間処理施設の立入検査 ②最終処分場の立入検査 ③収集運搬事業所の立入検査	計画どおり	374	H8		中間処理施設、最終処分場及び収集運搬事業所へ定期的に立入検査を実施することで、不適正処理の未然防止を図っていく。

#### 4 今後の施策の取組方針

		今後の方向性	
課題	<p>◆ごみ収集運搬業務については、5種13分別の徹底により、焼却ごみ量の減少を図っているが、更なる焼却ごみの減少に向け、委託業者と連携した効果的な分別排出指導を行っていく必要がある。</p> <p>◆ごみ処理は、市民生活にとって欠かすことのできない基本的で重要なサービスである。施設の安定稼働とごみの適正処理のため、計画的かつ、効果的・効率的に施設等の整備や維持修繕を行い、適切に施設の運営・維持管理をしていく必要がある。</p> <p>◆最終処分場や中間処理施設の整備推進事業においては、事業の全体スケジュールを踏まえた計画的な施設整備に向けて、必要性・安全性等について周辺自治会等への説明会を実施するなど、地域住民との良好な信頼関係の構築を図る必要がある。</p> <p>◆不法投棄未然防止への各種事業の取組については、不法投棄が依然として発生していることから、地域住民主体の不法投棄監視体制への活動支援や不法投棄監視パトロール等をより効果的に実施する必要がある。</p>	方向性	<p>〈施策全般〉</p> <p>◆円滑な収集体制を維持していくとともに効果的・効率的なごみ処理体制を構築していく。また、市民・事業者に対する適正処理の指導を強化していく。</p>
			<p>〈主要事業〉</p> <p>◆中間処理施設整備推進事業 ごみ焼却施設整備基本計画及びごみ焼却施設整備基本設計に基づき、整備を計画的に進めていく。</p> <p>◆最終処分場整備推進事業 最終処分場整備基本計画に基づき、最終処分場整備基本設計を実施し、整備を計画的に進めていく。</p> <p>〈その他個別事業〉</p> <p>◆5種13分別によるごみ収集運搬 焼却ごみへの資源物等の混入を減少させるため、違反シールやステーション看板を工夫するなど、分別を推進し、焼却ごみの減少を図っていく。</p> <p>◆し尿処理施設整備(東横田清掃工場) 「生活排水処理基本計画(平成23年9月策定)」に基づき、上下水道局との連携を図りながら、し尿等の下水道施設における一体処理に向けた取組について、計画的に検討を進めていく。</p> <p>◆不法投棄監視パトロール 不法投棄未然防止に係る周知啓発などの各種事業を行うとともに、不法投棄多発地点の重点的なパトロールや地域への情報提供を行う。</p>